

福井県地盤沈下対策要綱

1 目的

この要綱は、地盤沈下を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、地下水採取者、県および市町村の地盤沈下の防止に関する責務を明らかにし、ならびに地盤沈下の防止について必要な事項を定めることにより、地盤沈下対策の総合的推進を図り、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

2 対象地域

この要綱の対象となる地盤沈下地域（以下「対象地域」という。）は、知事が関係市町村長の意見を聞いて別に指定する。

3 地下水採取者の責務

(1) 地下水の合理的使用

地下水採取者（揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備で揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートルを超えるもの）を用いて地下水を採取する者をいう。以下同じ。）は、節水、循環利用、水源転換等の措置を講ずることにより、地下水の合理的使用に努めなければならない。

(2) 水管理体制の確立

地下水採取者のうち、対象地域において地下水を多量に採取している者は、節水合理化対策の推進を図るため、水管理責任者を選任する等水管理体制の確立を図らなければならない。

(3) 水量測定器の設置等

対象地域内の地下水採取者は、水量測定器を設置して地下水の採取量等を測定し、その結果を市町村を経由して県に報告しなければならない。

(4) 地下水利用計画書の提出

地下水採取者のうち、対象地域内において地下水を多量に採取している者は、毎年度における地下水利用計画書を作成し、市町村を経由して県に提出しなければならない。

(5) 地盤沈下防止対策への協力等

地下水採取者は、県および市町村が行う施策に協力し積極的に地下水の保全および地盤沈下対策に寄与するよう努めなければならない。

4 県および市町村の責務

(1) 広報

市町村は、住民および企業等に対し、地下水の状況、地盤沈下の現状および地下水の合理的使用について積極的に広報するものとする。

(2) 地下水の合理的使用の促進

市町村は、地下水採取者に対し、用水の循環利用等地下水の合理的使用に関し積極的に指導するものとする。

(3) 援助等

県および市町村は、地下水採取者が行う水の合理的使用を図るための施設の設置若しくは改善にかかる技術的助言および資金のあっせん、その他の援助に努めるものとする。

(4) 観測、測量等の実施

県および市町村は、協力して水準測量調査、観測井による観測調査等地盤沈下防止対策の確立に必要な各種の調査を継続して実施するものとする。

- (5) 新水源対策および余剰水の活用
県および市町村は、多目的ダムの建設、余剰水の活用等水源開発対策を積極的に推進し、工業用水、水道水の確保に努めるものとする。
- (6) 人工地下水
県および市町村は、人工地下水の手法に関する調査研究を行うものとする。
- (7) 公表
県および市町村は、地盤沈下の状況およびその対策の進行上必要と認められるものについて公表するものとする。

5 地下水採取に関する行政指導

- (1) 基本方針
対象地域内における地下水の採取については、地下水採取量を現状以上に増加させないこととし、更に節水合理化により現状以下に減少させることとする。
- (2) 新たな地下水採取行為の抑制
対象地域内において新たに揚水設備により地下水を採取しようとする行為については、抑制指導を行うものとする。
なお、既設の揚水施設が老朽化等により更新を要することとなった場合であって他の水源をもって地下水に替えることが著しく困難であると認めるもの等については、配慮するものとする。
- (3) 地下水採取者による自主的規制の促進
対象地域内における地下水採取量を現状以下に減少させるため地下水採取者の自覚と協力を求めるとともに、地下水採取者による自主的規制の促進を図ることにより実効を期するものとする。

6 その他

この要綱の施行に関し、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年10月27日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に地下水を採取しているものにかかる3（3）の定めは、昭和51年3月31日までは適用しない。

福井県地盤沈下対策要綱の規定に基づく対象地域の指定

福井県地盤沈下対策要綱第2項の規定に基づく対象地域を次のとおり指定する。

昭和50年11月19日

福井県知事 中川 平太夫

対象地域

福井市の地域のうち

左内町、毛矢1～3丁目、みのり1～4丁目、春日町、春日1～3丁目、木田町(注)、一本木町、西板垣町、板垣町(注2)、馬垣町、下馬町(注3)、小稲津町、下六条町、下筋生田町、別所町、大町、下荒井町、江端町、大島町、花堂町(注4)、花堂南1～2丁目、花堂北1～2丁目、花堂中1～2丁目、花堂東1丁目、舞屋町、江守中町(注5)、西谷町(注6)、月見町、月見1～5丁目、西木田1～5丁目、山奥町ならびに上六条町、天王町、上筋生田町、上河北町、下河北町のうち北陸高速道路以西の区域

(注) 木田1～3丁目を含む

(注2) 板垣1～5丁目を含む

(注3) 下馬1～3丁目および羽水1～3丁目を含む

(注4) 花堂東2丁目を含む

(注5) 江守中1、2丁目を含む

(注6) 西谷1～3丁目を含む

福井県地盤沈下対策実施要領

1 趣旨

この要領は、福井県地盤沈下対策要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

- (1) この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。
- (2) 要綱3-(2)および3-(4)に規定する地下水を多量に採取している者とは、工場、事業場ごとに日量1,000立方メートルを超える地下水採取者をいう。

3 水管理責任者の選任等

要綱3-(2)の規定による地下水採取者は、工場、事業場ごとに水管理責任者を選任し、その旨を遅滞なく水管理責任者選任（変更）報告書（様式1）により報告しなければならない。

4 水管理責任者の職務

水管理責任者の職務は、次のとおりとする。

1. 要綱3-(3)の規定による地下水の採取量の測定および記録
2. 要綱3-(4)の規定による地下水利用計画の策定
3. 揚水設備および配水設備の管理
4. 使用水の節約および使用方法の改善に関する計画の作成および推進
5. 節水の広報研修
6. その他使用水の管理に関する事項

5 水量測定器とその設置等

(1) 水量測定器とその設置報告

要綱3-(3)の規定による地下水採取者は、揚水設備ごとに次の各号に掲げる水量測定器のうち、揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ地下水の採取量を最も正確に測定できるものを設置し、その結果を遅滞なく水量測定器設置（変更）報告書（様式-2）により報告しなければならない。

1. 実測型水道メーター
2. 副管付水道メーター
3. 軸流羽根車式水道メーター
4. ベンチュリー管分流式水道メーター
5. 接線流羽根車式水道メーター
6. 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると認められる水量測定器

(2) 地下水採取量の測定

要綱3-(3)の規定による地下水採取者は、設置した水量測定器により地下水採取量等を測定し、その状況を地下水採取量等測定記録表（様式-3）により記録し、当該記録表を3年間保存しなければならない。

(3) 地下水採取量の報告

要綱3-(3)の規定による地下水採取者は、総採取量について当分の間毎月分を翌月の10日までに地下水採取量報告書（様式-4）により報告しなければならない。

6 地下水利用計画書の提出

要綱3-(4)の規定による地下水採取者は、地下水利用計画を樹立し、毎年12月末日までに翌年分の当該利用計画を地下水利用計画（変更）書（様式-5）により提出しな

ければならない。

7 地下水の合理的使用の促進

市町村は、要綱4-(2)に規定する地下水の合理的使用に関し、当面次の事項を推進する。

- (1) 地下水使用合理化意識の向上
- (2) 飲用、調理用等生活用水の上水道への転換
- (3) 温調用水および冷却用水の循環利用
- (4) 洗滌用水および雑用水の減少化および各水使用工程の合理化
- (5) 排水の再利用および節水型装置の資料収集とその応用具体化

8 新たな地下水採取行為の抑制

県は、要綱5-(2)の規定による新たな地下水採取行為を抑制する方策として工場立地法にもとづく届出、建築基準法にもとづく確認申請、水質汚濁防止法にもとづく届出および福井県公害防止条例第35条または第36条の規定にもとづく地下水採取の届出の際、抑制指導につとめるものとする。

9 さく井業等関係業界に対する協力要請

県および市町村は、対象地域内における新たな地下水採取行為の抑制指導の徹底を図るため、さく井業界、福井県建築設計監理協会および福井県管工事業協同組合等に対し随時文書または会合等を利用して理解と協力を求めるものとする。

10 福井県公害防止条例による勧告の適用

県は、次の各号に掲げる地下水採取者の責務を履行しないもの、または地下水の採取に関する指導等に従わないものに対し、福井県公害防止条例第39条の規定にもとづき必要な措置をとるべき旨の勧告を行うものとする。

1. 要綱3-(1)の規定に基づく地下水の合理的使用
2. 要綱3-(3)の規定に基づく水量測定器の設置
3. 要綱5-(2)の規定に基づく地下水採取行為の抑制措置

11 地下水採取者による自主的規制の促進

要綱5-(3)に規定する地下水採取者による自主的規制の促進については、地下水を工業用水として利用している地下水採取者を対象に各採取者が相互に連絡協調して自主的規制および地下水の調査研究等を行うための組織の設置育成を図るものとする。この場合において県および市町村は、これが自主的組織の設置育成について積極的に指導助言を行うものとする。

12 報告書等の提出

この要領の規定による報告書等は、正副二通とし市町村を経由して県に提出しなければならない。

附 則

この要領は、昭和50年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月8日から施行する。